

<h1>ぎょうせい立川</h1>	東京都行政書士会立川支部
	事務所：立川市高松町 3-14-11-304
	電話：042-521-6621
	FAX：042-521-6623
	発行人：大瀧一彦
東京都行政書士会立川支部報 平成27年度第2号	編集委員：樋口健次、鈴木祐二
	発行日：平成27年 9月 1日

新たな発展から定着へ

支部長 大瀧 一彦

日頃、支部会員の皆様には、多大なご協力とご理解を賜り、支部事業も円滑に進捗できておりますことについて、厚く御礼申し上げます。

立川支部会員も4～7月期に多数の新規入会員を得て、いよいよ160名を超えて参りました。多くの皆様のご意見を聞き、また新規に入会された方々の支部に期待するご意見やご希望をお聞きすることは、私たちが持っていた既存の意識を変える大きな機会と発想を得られるところとなっております。その実現には多くの時間を要するものもありますが、まずは「できることはやってみよう。」と考えを新たにしているところです。



昨今の支部活動において特筆すべきことは、毎月1回各市役所等で行っております「月例無料相談会」における相談件数の増加です。相談内容は殆ど相続・遺言に関するものですが、昨年比して3割ほど増加しております。限られた時間の中で、相談員として対応されている会員の皆様には厚く御礼を申し上げますとともに、何よりも行政書士が行っている相談が、市民の方々に信頼されている証左ではないかと思っております。その期待に応えるためにも、より一層の努力と事例を含めた研鑽が必要であることの責任も負っております。また、今秋も本会が予定する行事「広報月間街頭無料相談会」に合わせ、立川支部でも街頭無料相談会を開催致します。市民の皆様に、行政書士と行政書士の業務を知って頂く場として、毎年行っております。このように市民の皆様と接する事業活動も、より大きく発展させ、さらに定着させなければと思っております。

第二四半期に当たる9月からは、多くの行事が予定されています。毎年多数の会員の皆様にご参加を頂き、好評を得て行っております。今年も例年以上に盛り上がった活動と致したく計画されております。会員の皆様のチカラが支部の活性化に繋がるものと思ひ、役員一同頑張っております。是非支部行事にご参加頂けますようお願い申し上げます。

今年に入ってから、多くの法律改正がありました。そのたびに私たちが行っている業務に大きな影響を与えております。これらの改正は、惹いては顧客・クライアントの権利義務に直接影響を与えることとなります。改正趣旨を知り適切なアドバイスや手続を行うことが行政書士の本分です。情報の収集や共有は、自分を守り・顧客やクライアントを衛ることにもなります。その一つ的手段として「支部メンバーリングリスト」を活用頂ければ幸甚に思います。できる限りの努力を重ねて、充実した内容の提供に努めて参ります。支部MLに未登録会員の皆様には、是非登録をお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事務所のご繁栄を心より祈念申し上げます。

子どもたちが安心して暮らせる社会のために

坂田法務行政書士事務所 坂田 雅彦

日本では、シングルマザー家庭の貧困率が、OECD（先進国）の中で最悪の状況です。その原因の一つは、養育費受給率の低さです。「離婚は夫婦間の問題で自己責任」といった意識が根強く、そのため、子どもの権利が蔑ろにされがちです。離婚の際、子どもの親権（身上監護権）を母親が取るケースが90%なのに対し、父親からきちんと養育費を受け取っている率はその内の20%弱とされています。

行政書士事務所開業以来、子育て中の離婚や別居の際の、養育費、婚姻費用の取決め等、「守られる公正証書」の作成に特化して業務を行なってきました。開業の2年半前より、子育てや不登校といった「子どもの問題の相談室」を開設しており、行政書士の資格を取った動機も、そういった相談の中で夫婦関係や家族関係の問題が多くあったため、協議書作成等の必要に迫られて資格を取得しました。

開業初期は「離婚の業務は弁護士に任せておけ」といったご意見も数多くいただきました。たしかに、離婚問題の中には争訟性を伴うものもあり、そういった場合、弁護士法に触れない配慮も必要です。弁護士に委ねることもしばしばあります。

しかし、子どもがいる離婚の場合、夫婦が争えば争うほど子どもの心は傷つき、その上、離婚後に養育費が滞るケースが数多く見受けられます。以前行なったアンケート調査では、協議書（公正証書）を作成したケースが最も養育費受給率が高く、よく守られているという結果が出ました。その率は全体の90%以上でした。

行政書士が離婚の相談を受ける際は、基本的に協議書作成相談であるべきです。約款内容の相談に的確に応じることも大切ですが、もっと大切なことは、「どうすれば協議書作成にもっていけるか？」つまり「争わずに解決するために夫婦の間でどういった対応と話し合いをしていけば良いか？」ということを提案することではないかと思います。契約書作成のプロである私達は、単に約款の内容に留まらず、お互いが納得できる契約書を作成するためのスキルを磨く必要があると思います。

私の理想ですが、「離婚は仲直り」であり、協議書は「仲直りの証」です。その結果として養育費がきちんと守られ、親の離婚を経験した子どもたちが父親と母親の両方から愛されているという実感を持って成長することができると思います。

少子化の中、子どもは大切な宝です。子どもたちが安心して暮らせる社会を作るためにも、私達はいろいろな社会貢献ができるものと信じています。



「離婚業務・養育費公正証書作成」任意勉強会

離婚の相談や公正証書の作成等についての勉強会を2ヶ月に1回開催しています。

次回日時：H27年10月9日（金）：18：00～：参加費：500円

場所：坂田法務行政書士事務所（042-548-4456 立川市錦町1-5-6-402）

メール：mikikikaku@k6.dion.ne.jp：参加ご希望の方は、ご一報下さい。

知っ得! 情報 その1

便利な Windows キー

行政書士法人山口事務所 山口 幹夫

いまや行政書士業務にも必須のツールであるパソコンですが、なかなか使いこなすのは難しいのではないのでしょうか。そこでPC操作に卓越されている山口先生に日常業務に役立つ、とっておきのテクニックを教えてください。

* ショートカットを使う

パソコンを使っていて、繰り返し操作しなければいけないことがあると思います。そんな時に便利なのがショートカットです。多くの人がはじめに覚えるショートカットは以下の3つだとも思います。

ショートカット	効果
CTRL+C	コピーする。
CTRL+P	貼り付けする。
CTRL+X	切り取りする。

ほかにも便利なショートカットはたくさんありますが、私の所属している法人で知らない人が多かったショートカットは WINDOWS キーを使ったものです。

* WINDOWS キーのショートカット

WINDOWS キーのショートカットの中でも、私が便利だと感じたものを紹介したいと思います。

ショートカット	効果
WINDOWS キー	スタートメニューの表示 カーソルを左下にもってくる手間が省けます。
WINDOWS キー+D	デスクトップを表示 いろいろなものを立ち上げているときにデスクトップのファイルを使いたくなったときに便利です。
WINDOWS キー+L	コンピューターのロック 前提としてパスワードの設定も必要ですが離席時のマナーです。
ショートカット	効果 WINDOWS 7以降に使えるもの
WINDOWS キー+→	アクティブウィンドウを右半分 → 左半分 → 元に戻す 左右に並べて作業するとき便利です。モニター複数の際はもう一回押すと、さらに右の画面に表示します。
WINDOWS キー+←	アクティブウィンドウを左半分 → 右半分 → 元に戻す
WINDOWS キー+↑	アクティブウィンドウの最大化
WINDOWS キー+↓	アクティブウィンドウの最小化
WINDOWS キー+数字	タスクバーにピン止めされているソフトを起動。または起動済みのソフトをアクティブにする。 下記のようなタスクバーの場合 WINDOWS キーと4を押すとワードが立ち上がります。よく使うソフトをピン止めすれば一発で起動できます。



これらのショートカットで私の業務は効率化されたので、皆様もお試してください。

【国立市北 3-29-20】

成年後見制度の普及について考える

行政書士かんだ事務所 神田 里志

最近友人と話した際の内容に個人的に問題点を感じたことがありましたので紹介したいと思います。

- A「お父さんの財産は誰のもの」
 B「もちろんお父さんのもの」
 A「そのお父さんが認知症等で判断能力がなくなったら、お父さんは自分で財産を管理できなくなってしまう。その時誰がお父さんの財産を管理するの」
 B「お父さんの面倒を見ている私が管理します」
 A「兄弟姉妹等の親戚は了解しているの」
 B「同居している私に文句を言わせません」
 A「お父さんの年金収入やアパート収入や預金などはどうしているの」
 B「お父さんの生活費や介護・医療費等の支払いは、私がお父さんの収入と合算して処理しています」
 A「お父さんの財産を自由に処分する権限はないと思うけど」
 B「親族の扶養義務とかで当然に出来るのではないかな」
 A「扶養義務と認められる範囲であれば可能だろうが、収支が大きい場合はどうだろう」
 B「どうせ相続するのだから節税を考えた処置も必要だし、昔の家督相続の時代なら問題にはならなかったのではないか」
 A「扶養義務の限度を超え、財産管理を適正に行わないと犯罪になりかねないよ」
 B「親族間では親族相盗の例により犯罪にはならないと聞いたことがあるけど」
 A「介護などの世話をしている現状は理解できるが、お父さんの財産を全て自由に処分することは出来ないはずだし、兄弟姉妹等ほかの相続人に対しても明確な処理方法を提示する必要があると思うな」
 B「相続が発生し、遺産分割協議の際に考慮すればいいことだろう」
 A「もちろん相続が発生したときは、よりきちんとした対応が必要だろう。それよりも、今は、お父さんの財産をどのように管理すべきかを検討することが大事な問題と思う。ところで、成年後見制度を知っている」
 B「もちろん知っているけど、お父さんの財産は私の一家の生活の糧にもなっているし別の管理はしにくい。今のままお父さんが死ぬまで現状を継続するのが一番自然だと思う。成年後見制度を利用して何かメリットがあるなら、教えてください。」

以上が最近友人との会話です。この後は制度の説明をしましたがやはり納得することはありませんでした。成年後見制度が介護保険制度に比べて普及しない理由は、やはり古い時代の名残があるからでしょうか。禁治産者や準禁治産者等の無能力者制度や、旧戸籍制度からの大家族制度や家督相続、今でこそ認知症という老人に対する対応も変わってきましたが、歴史をたどれば、養老院、座敷牢、精神病、呆け老人、身体拘束、薬漬け等など人権無視がつい最近まで、場合によっては今でも行われているのではないかと感じられます。戦後70年を迎え、我が国は経済的社会的な繁栄は目まぐるしいものがありましたが、人権尊重の社会はまだまだ旧態依然と思われれます。身近な友人、知人や親せきはもとより自分自身でさえ、まだまだ古い考えに囚われているのではないかと考える昨今です。成年後見制度がより広く使い勝手の良い支援となりますよう、ヒルフェの一員として研さんに励み啓発に取り組みたいと思います。

皆様のご意見を頂戴できたら幸いです。

【武蔵村山市中原 2-35-1】

霊柩車は「* *」を運ぶ？

ひぐち行政書士法務事務所 樋口 健次

当事務所では霊柩運送事業の許可申請を受任する傍ら、霊柩車の納入の仲介や改造、改良についてのアドバイスも承っています。皆様には、ほとんど馴染みがないと思いますが、しかし誰でも一生に一度はお世話になるであろう「霊柩車」について書きたいと思います。

現在運行されている霊柩車は、「宮型車」、「洋型車」、「バン型車」、「バス型車」の四車種に分けられるであろうと思います。

歴史をさかのぼると。近代以前から唐破風の「御輿」や「駕籠」、大八車の上に御輿を載せた「柩車」が葬儀の際に遺体を移動するのに使われていました。大正時代に御輿をそのまま輸入自動車に載せたものが登場し、現在の「宮型車」の基本となりました。

「宮型車」は、車体に堅木材等を使用し、彫刻、絵画、金具飾、漆塗装による工芸装飾等により、かなり人目を引く外観から、近年は乗入を拒否する地区や施設が増えたようでほとんど目にすることがなくなってきました。また、これは道路運送車両の保安基準における車体の突起物規制が強化されたことにも起因すると思われます。

代わって現在主流を占めるのは、輸入車や国産高級車のいわゆるリムジン仕様車を改造して後部屋根を盛り上げ、レザー貼りをした「洋型車」です。ほとんどは黒塗りですが、シルバーやパールホワイト塗装のものも見られます。

「バン型車」は、亡くなった病院から自宅、自宅から葬儀場などへ移動する際に使用されています。外観上は普通のワゴン車やワンボックス車などを用いて、後部ドアから棺あるいはストレッチャーのまま入れるようにローラー付の台が設置されているものをいいます。行政・司法解剖のためのご遺体の搬送、国公立病院の依頼による献体の搬送などにもこの型の車両が使われています。

「バス型車」は特に地方に多く、マイクロバスなどの後方の床下に棺が収まるように改造をした車両で、葬儀場に親族と一緒に移動できるように考えられたものですが、直接ではないものの、ご遺体の上に座るのはどうなのか、という声も当初はあったようです。

霊柩運送事業は、「貨物自動車運送事業法」に基づいて、一般貨物自動車運送事業として国土交通大臣から許可を受けなくてはなりません。つまり、霊柩運送事業は貨物自動車（トラック等）運送事業に含まれます。これは「人間」はその死を境に「物」に変わるため、その「物」であるご遺体を搬送する霊柩車は、トラック等に類するということなのでしょう。しかしながら霊柩車にはトラック等に表示される「積載量」はなく、また当然ながらご遺体は「乗車定員」にも含まれません。「霊柩車」とは実体のないもの、文字通り「霊」を運んでいるのでしょうか。



知っ得! 情報 その2

介護保険法改正について

仁平 重光

平成26年の介護保険法改正により、平成27年4月より特別養護老人ホームに入所できるのは原則として要介護3以上の方となっています。続いてこの8月からも制度の変更が始まっています。その内容を社会保障制度に精通されている仁平副支部長に教えていただきます。

平成27年8月1日施行の介護保険法改正は下記四点です。

① 一定以上の所得者の利用者負担が1割から2割になりました

対象者は年収が単身世帯で280万円以上、二人以上の世帯で346万円以上となります。

② 高額介護サービス費の月々の負担上限額が変更になりました

現役並み所得者の上限額を44,400円にするというものです。対象者は同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身世帯で383万円以上、二人以上の世帯で520万円以上ある場合です。

③ 高額医療・高額介護合算療養費制度限度額が変更になりました

70歳未満の人のみ変更で、600万円を超える所得の人の限度額をそれぞれ区分に従い6万円上げる、というものです。

④ 特定入所者サービス費等の給付要件が変更になりました

住民税非課税世帯で世帯分離していても配偶者が課税世帯である場合、または配偶者も非課税であっても預貯金額が単身世帯で1,000万円以上、夫婦合計で2,000万円以上の預貯金がある場合は、食費・部屋代の給付対象にならない、というものです。預貯金の証明には預貯金通帳のコピーの提出、さらに銀行郵便局調査の同意書提出を求めています。

【立川市上砂町 3-45-8】

新入会員の紹介

平成27年6月以降に開業された新入会の先生方を紹介します。皆さんの今後の活躍を期待するとともに、立川支部一同、一緒に頑張っていきたいと思います。また、研修会や厚生行事等の支部活動にも奮って参加ください。

今回は新入会の皆様の行政書士になったきっかけや、これからの抱負等をご紹介します。

氏名	事務所所在地・事務所名称	電話番号	取扱業務	登録日
松川 涼子	〒208-0003 武蔵村山市中央 2-129-8 松川行政書士事務所	090-6027-7595	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請 宅建業免許申請 遺言・相続業務 農地転用等許可・届出申請 	H27.6.15
初めまして。昨年、行政書士試験に合格し、準備期間を経て登録致しました。現在、4歳と1歳の子供の育児にも奮闘中ですが、子育てにおいても大切な、細やかな視点と対応をもって業務にも臨んで参りたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。				

犬竹 直茂	〒190-0023 立川市柴崎町 3-18-26 なお行政書士事務所	042-849-2080	<ul style="list-style-type: none"> 車庫証明 遺言・相続関係 建設業関係 	H27.7.1
生まれ育った立川で、地域の皆様のお悩みや、お困りごとの解決に向けお手伝いができるよう、きめ細やかな対応ができる・なんでも気軽に相談できる行政書士を目指していきたいと思っています。				

立川支部新入会員研修会のご案内

研修部 佐藤真一 鈴木祐二

日時： 平成 27 年 9 月 26 日（土） 14：00～17：00

場所： 三多摩労働会館 2F 第一会議室
立川市曙町 2 丁目 15 番 20 号 Tel.042-524-2594

科目： ①相続・遺言業務（初級編）（松浦市民相談部部長）
②成年後見人の業務とは（西村副支部長）
③支部活動について（大瀧支部長）
④支部で活躍されている先生のお話と質疑応答

内容： 前半は『相続・遺言』と『成年後見』をテーマに、基礎から実務の一端に触れる内容の新入会員向けのセミナーを行い、後半は支部活動についての大瀧支部長のお話と、支部で御活躍されている先生 4 名に、ご自身の新入会員時代の事や集客方法等についてお話いただき、新入会員のみなさまの実務に関する疑問にお答えさせていただく内容となっております。



参加資格： 立川支部会員
(新入会員向けの研修会ですが、立川支部会員であればどなたでも参加可能です)

受講料： 無料

申込方法： 平成 27 年 9 月 24 日（木）までに、氏名・事務所住所・電話番号を明記の上、e-mail にてお申込み下さい。（FAX での申込みも可 Fax042-595-7674）

申込先： メール satoshin@aozora-houmu.com

研修担当：佐藤真一 鈴木祐二

お問合せはメール又はTel.090-7247-2622 佐藤携帯まで

※また同日 18 時より立川支部懇親バーベキュー会も予定（別案内）しておりますので、こちらの方も是非ご参加くださいますよう宜しくお願い致します。

総務部からのお知らせ

立川支部懇親バーベキュー会開催のお知らせ

平素、まことにお世話になっております。

一昨年、昨年に続き、支部懇親バーベキュー会開催も今年で3回目となりますこと、あらためて御礼申し上げます。

本年は、同日14時から17時まで支部研修会が行われます。そのあと、『バーベキュー&飲み放題』でさらに聞きたいことを聞き、言いたいことを言って、目下のお悩みも、とりあえず9月の夜風に流してしましましょう。

先生方のご参加をお待ち致しております。

- | | | | |
|---|---------|--------------------------------------|--------------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年9月26日(土) | 午後6時 ~ 午後9時 |
| 2 | 場 所 | 昭和の森ガーデン (JR昭島駅北口より徒歩5分) *少雨開催の予定です。 | |
| 3 | 参加費 | 平成26年4月1日以降の支部入会(編入)会員の方、初回参加の方 | |
| | | | ¥1,000 |
| | | 上記以外のの会員の方 | ¥3,000 |
| 4 | お問い合わせ先 | 総務部 喜多村 淳 | * 電話 080-6530-9056 |

* お申込み等、詳細につきましては、別途ご案内書面をご参照くださいませ。

* 研修会のみ、または懇親会のみのご参加も、勿論差支えございません。

* 同日開催の研修会につきましては、別途、研修部へのご参加お申込みをお願い致します。

立川支部公式ウェブサイト アドレス変更のお知らせ

立川支部公式ウェブサイトのご利用に関しお知らせいたします。

この度、8月より、支部サイトのアドレスが変更になりました。

また、この機会に、サイトの内容を今後更に高めるべく、サイトページをリニューアル致しました。

どうぞご利用いただきますようお願いいたします。

アドレス変更により、会員の先生方には、リンク、ブックマークの変更等、ご面倒をおかけすることとなりますが、何卒のご了承をお願い申し上げます。

変更前の支部サイトアドレス <http://tachikawa.main.jp/>

変更後の支部サイトアドレス <http://tachikawa-gyosei.com>